

# 吸収合併に係る事後開示書面

2019年4月1日

住友電気工業株式会社

2019年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示事項

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

住友電気工業株式会社

代表取締役 井上 治



住友電気工業株式会社（以下「当社」といいます。）と住友電工スチールワイヤー株式会社（以下「消滅会社」といいます。）は、2018年12月21日付にて締結した吸収合併契約に基づき、2019年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき以下のとおり開示いたします。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日

本件合併が効力を生じた日は、2019年4月1日です。

### 2. 吸収合併消滅会社である消滅会社における手続の経過

#### (1) 吸収合併をやめることの手続きについて

消滅会社の株主は当社のみであり、本吸収合併をやめることを請求した消滅会社の株主はいませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求の手続について

当社は、消滅会社の、会社法第784条1項本文における「特別支配会社」に該当するため、同第785条に定める反対株主の株式買取請求権は発生しておりません。

#### (3) 新株予約権買取請求の手続について

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議の手続について

消滅会社は、平成31年2月18日、会社法第789条第2項の規定による官報公告及び知れたる債権者への催告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社である当社における手続の経過

#### (1) 吸収合併をやめることの手続きについて

本吸収合併は、同第 796 条 2 項に定める簡易合併に該当することから、株主は、本件吸収合併をやめることを請求することはできません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求の手続について

本件合併は、同第 796 条 2 項に定める簡易合併に該当するため、同第 797 条 1 項但し書きにより、反対株主の株式買取請求権は発生しておりません。

#### (3) 債権者の異議の手続について

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 31 年 2 月 18 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、平成 31 年 2 月 19 日付で電子公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

### 4. 本件合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務

当社は、2019 年 4 月 1 日をもって、消滅会社から、それぞれの資産、債務、その他の権利義務の一切を承継しました。

### 5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載がされた事項

別紙のとおりです。

### 6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2019 年 4 月 10 日（予定）

### 7. その他本件合併に関する重要な事項

#### (1) 本件合併の対価

本件合併に際して当社は消滅会社に株式その他の金銭等を交付していません。

#### (2) 当社の資本金並びに資本準備金及び利益準備金

本件合併による当社の資本金並びに資本準備金及び利益準備金の額の変動はありません。

以上

別紙

# 吸収合併に係る事前開示書面

2018年12月21日

住友電工スチールヤ-株式会社

2018年12月21日

合併対価の相当性に関する事項を記載した書面

兵庫県伊丹市昆陽北一丁目1番1号  
住友電工スチールワイヤー株式会社  
代表取締役 佐野 裕七



当社（以下「当社」または「消滅会社」）は、住友電気工業株式会社（以下「存続会社」）が、2019年4月1日を効力発生日として、当社を吸収する吸収合併（以下「本合併」）について締結した吸収合併契約における合併対価の相当性に関し、以下の通り判断いたしました。

本合併に際しては、当社の株主に対して存続会社の株式その他の資産の割当てを行わず、また、本合併により存続会社の資本金および準備金は増加しないが、いずれについても、存続会社は当社の発行済株式全部を所有していることから相当である。

以上

---

・合併対価について参考となるべき事項（規 182 条 1 項 2 号、4 項）  
対価がないためなし

・消滅会社の新株予約権者に交付する対価の相当性（規 182 条 1 項 3 号、191 条 2 号）  
対価がないためなし

・計算書類等に関する事項（規 182 条 1 項 4 号・6 項、191 条 3 号・5 号）

<存続会社に関する事項>

・最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（規 191 条 5 号イ）  
該当なし

<消滅会社に関する事項>

・最終事業年度にかかる計算書類等（規 182 条 6 項 1 号イ）

・上記以降の臨時計算書類等があれば当該臨時計算書類等（同号ロ）  
該当なし

・最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号ハ）

消滅会社は 2018 年 3 月 31 日時点で債務超過の状態にあるが、本合併に先立ち、存続会社を割当先とする第三者割当増資を行うことで、債務超過の状態を解消する予定である。

2018年12月21日

債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面

兵庫県伊丹市昆陽北一丁目1番1号  
住友電工スチールワイヤー株式会社  
代表取締役 佐野 裕一

2018年3月31日現在、存続会社および消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は以下の通りです。

<存続会社>

(住友電気工業株式会社)

資産の額 : 1,297,652百万円

負債の額 : 558,487百万円

純資産の額 : 739,165百万円

<消滅会社>

(住友電工スチールワイヤー株式会社)

資産の額 : 16,212百万円

負債の額 : 18,342百万円

純資産の額 : ▲2,130百万円

消滅会社は2018年3月31日時点で債務超過の状態にありますが、本合併に先立ち、存続会社を割当先とする第三者割当増資を行うことで、債務超過の状態を解消する予定です。存続会社については、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は予測されておりません。また、本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上



## 吸収合併契約書

住友電気工業株式会社（以下「甲」という）と住友電工スチールワイヤー株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。



### 第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に定めるところにより吸収合併（以下「本件合併」という）をする。

### 第2条（本件合併の当事者）

本件合併の吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次の各号に定めるところとする。

- ① 吸収合併存続会社：甲  
商号：住友電気工業株式会社  
住所：大阪市中央区北浜四丁目5番33号
- ② 吸収合併消滅会社：乙  
商号：住友電工スチールワイヤー株式会社  
住所：兵庫県伊丹市昆陽北一丁目1番1号

### 第3条（効力発生日）

本件合併がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という）は、2019年4月1日とする。但し、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により効力発生日を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。



### 第4条（合併対価）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本件合併に際し、乙の株主に対し株式その他の金銭を交付しないものとする。



第5条（増加すべき資本金及び準備金等）

本件合併により甲の資本金並びに資本準備金及び利益準備金は増加しないものとする。

第6条（合併契約の承認）

乙は甲に対し、本件合併に先立ち、甲を割当先とする第三者割当増資を行うことから、甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、同法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件合併を行う。

第7条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日の前日終了時点の貸借対照表その他同時点現在の計算を基礎とした一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。

第8条（会社財産の管理等）

乙は、本契約締結の日から効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲の同意を得たうえで、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日における乙の従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。但し、その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本件合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（事前開示事項の省略）

甲は、乙が作成する会社法第782条第1項に定める書面又は電磁的記録に、会社法施行規則第182条第4項に定める事項を記載又は記録しないことについて同意する。

第13条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2018年12月21日

甲：大阪府中央区北浜四丁目5番33号

住友電気工業株式会社

代表取締役 井上 治



乙：兵庫県伊丹市昆陽北一丁目1番1号

住友電工スチールワイヤー株式会社

代表取締役 佐野 裕一



第16期

事業報告

自 平成28年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

住友電工スチールワイヤー株式会社

## 1. 事業の概況

### (1) 事業の経過及び成果

当期の当社を取り巻く環境は、ばね用鋼線・スチールコードの販売は堅調に推移しましたが、公共投資関連工事が低調だったことにより、PC鋼材の販売が減少しました。こうした環境下、平成29年度の売上高は、原材料価格上昇分の製品値上げもあり前年比増収の28,477百万円（前期27,426百万円）となりました。損益面では、原材料価格の上昇や購買手数料及び販売手数料の増加等により、経常利益は▲82百万円（前期39百万円）、特別損失、法人税等も加えた当期純利益は▲50百万円（前期6百万円）の赤字決算となりました。そのため、累積も増加し、依然として純資産は▲2,129百万円となり債務超過状態が継続しております。

製品別の概要は、以下の通りでございます。

- ① PC鋼材及び付属部品は、公共投資関連工事が低迷し、売上高は72億円（前期74億円）と減収になりました。
- ② 精密ばね用鋼線は、堅調な環境が継続しており、売上高は98億円（前期92億円）と増収になりました。
- ③ スチールコードは、主要顧客でのタイヤ生産は堅調に推移し、売上高は86億円（前期79億円）と増収になりました。
- ④ その他の製品は、売上高は28億円（前期29億円）と減収となりました。

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、債務超過状態であることを反映し、近年圧縮を継続してきましたが、PC鋼材新設ライン立上げ投資並びに品質関連投資等を含めて合計で489百万円実施致しました。この設備投資の資金を含めた運転資金は、住友電気工業株式会社からの借入により調達致しました。

### (3) 会社が対処すべき課題

当社は、以下に重点的に取り組んでいきます。

- ① 体質強化・構造改革
  - ・SEOCDDの強化（伊丹マザー活動強化）
  - ・構造改革（圧延工場閉鎖後対応、スチールコード製品のスムーズな引への移管）
- ② グローバル化
  - ・PC：高付加価値品の海外拡販
  - ・ピアノ線：品質グレードアップと拡販、DT線：伊丹での細径増産、SSWP増強
  - ・スチールコード：日系海外拠点、海外タイヤメーカーへの拡販
- ③ 新製品開発
  - ・高速放電カトリヤ-拡販
  - ・WIN-WINを目指した住友ゴム社とのスチールコード共同開発成果拡大
  - ・ブリヂストンの承認取得拡大
  - ・極細線加工技術の追求による新製品開発
  - ・自動車産業大変革（EV、自動運転、コネクティッド）へ向けた新製品開発

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

年度 区分	平成26年度 (第13期)	平成27年度 (第14期)	平成28年度 (第15期)	平成29年度 (第16期)
売上高(千円)	30,096,571	27,157,491	27,426,609	28,477,090
経常利益(千円)	▲205,455	▲893,097	39,478	▲82,376
当期純利益(千円)	▲77,976	▲658,739	6,274	▲50,181
1株当たり当期純利益(円)	▲1,299.60	▲10,979.98	104.58	▲836.35
総資産(千円)	16,421,345	14,885,747	14,765,440	16,212,390
純資産(千円)	▲1,426,999	▲2,085,738	▲2,079,463	▲2,129,644

(5) 主要な事業内容

当社は、次の各種製品、複合製品の開発、製造、加工および販売を主たる業として営んでおります。

- ① PC鋼線・鋼棒および付属部品
- ② 精密ばね用鋼線
- ③ 自動車タイヤ用スチールコード
- ④ その他金属製品

(6) 主要な営業所及び工場

工場：本社工場（兵庫県伊丹市）

営業所：東京（東京都港区）・名古屋（愛知県名古屋市）

2. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制に関する記載事項

当社は、平成18年6月24日開催の取締役会で決議した「内部統制システムの構築に関する基本方針」に対して、平成30年3月26日開催の取締役会でその整備状況について報告致しました。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録を作成し保存するとともに、書類保存規程に定めるところに従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理するものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

災害、品質、安全、環境、与信及び貿易管理などの主要リスクについては、親会社において各リスクを所管するコーポレートスタッフ部門及び関連の委員会がグループ内に展開する対応策や事故事例・防止策に従い、当社の総務、品質及び経理等の担当部門が、事業の遂行に伴うリスクを再評価のうえリスク管理を行うものとする。また、当社に固有のリスクについては、親会社の所管コーポレートスタッフ部門から所要の指導、支援を適宜受

けながらリスクの軽減等を行う。

これらの活動は、親会社のリスク管理委員会が総括し、当社においては総務部門や監査役が、親会社の監査役、内部監査部門及び各リスクを所管するコーポレートスタッフ部門と連携してモニタリングを行う。

また重大なリスクが顕在化し緊急の対応が必要な場合には、親会社の危機管理委員会が当社とともに、危機管理レベルの判定や対策本部の設置等を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社が機動性向上を目的に分社化された趣旨に鑑み、社内規程において職務権限及び意思決定手順を明確にし、適宜且つ効率的な職務執行体制の確立・維持を図る。

また、親会社と協議して中期計画及びその達成に向けた単年度計画を策定し、業務部門及び業務担当役員が月次単位で達成状況を把握・分析のうえ、当社経営会議に報告し、所要の対策について検討するほか親会社においても同様の報告・協議が行われる体制とする。

TV会議やコンピューター・情報通信システムの活用を推進し、経営情報の効率的な収集・分析及び共有化を図る。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

住友の事業精神並びに住友電工グループの経営理念を敷衍した企業行動憲章や具体的な禁止事項等を示したコンプライアンス・マニュアルの社内及び子会社への浸透に努めるほか、トップの発言を通じ、法令遵守、企業倫理の維持が経営の根幹をなすものであることを徹底する。

親会社のコンプライアンス委員会の活動（グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析、コンプライアンス・マニュアルの作成・見直し、研修の企画・実施、違反事例に係わる原因の究明や再発防止策の立案及びそれらの周知徹底）に従うほか、総務部門において、当社におけるコンプライアンス・リスクを把握、分析のうえ適宜親会社法務部門の指導・支援を受けながら、発生防止策を講じることとしている。

これらの活動については、親会社のコンプライアンス委員会、法務部、内部監査部門及び監査役によるモニタリングを受けるものとする。

また、総務部門は社内及び社外に設置した相談・申告窓口に寄せられた情報につき、適切に状況の把握を行い、必要な対策をとるものとする。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

親会社の財務報告内部統制委員会、及びコーポレートスタッフ部門の推進組織の方針・指導・支援のもと、社長を責任者とするプロジェクトチームを設置し、金融商品取引法、及び金融庁が定める評価・監査の基準、並びに実施基準に沿った統制システムの整備を進める。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

住友の事業精神並びに住友電工グループの経営理念を敷衍した企業行動憲章について、子会社への浸透を図り、法令等、事業運営上、尊重、遵守していく事項の共有化に努める。

親会社の経理部及び所管事業本部の業務担当部門に対し、子会社も含めた事業計画及び

その達成状況について定期的に報告を行うとともに、親会社の関係会社管理規程に基づく要請に従い、親会社の経営会議、取締役会に付議すべき事項やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について報告を行い、または必要により親会社と協議する体制とする。

加えて、当社の取締役ないし監査役には、親会社の所管事業本部等の本部長、副本部長、業務部長等が就任し、経営情報の共有化を図っている。

また、上記のとおり、リスク管理やコンプライアンス等については親会社における活動に組み込まれており、その他の事項についても適宜親会社の指導・支援を要請し、また、そのモニタリングを受ける体制となっている。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、総務部門所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、総務部門長等の指揮命令を受けない。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は経営会議等の重要な各種会議に陪席することとする。その他、突発の法令・定款違反行為や補足を要する重要な業務執行、内部統制システムの変更（軽微なものを除く）等については、取締役または部門長から適宜監査役に報告する体制とする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役及び部門長からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、取締役会長、社長及び人事総務・経理担当役員と監査役との意見交換会を定期的に開催する。

---

(注) 本事業報告に記載している金額は表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,528,892</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,328,535</b>
現金及び預金	392,276	買掛金	5,167,222
受取手形	2,136,990	短期借入金	11,541,316
売掛金	6,415,766	未払金	22,972
製 品	987,349	未払法人税等	29,280
仕掛品	1,365,269	未払費用	1,067,047
準備品	421,930	未払消費税等	90,650
未収入金	655,223	賞与引当金	362,820
繰延税金資産	136,893	その他	47,224
その他	19,192		
貸倒引当金	▲ 2,000	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,499</b>
		役員退職慰労引当金	13,499
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,683,497</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,342,035</b>
有形固定資産	1,854,899	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 物	67,035	<b>株 主 資 本</b>	<b>▲ 2,129,644</b>
構 築 物	11,187	資本金	3,000,000
機械装置	1,643,257	資本剰余金	29,927
車両運搬具	27,424	資本準備金	29,927
工具器具備品	52,724	利益剰余金	▲ 5,159,572
建設仮勘定	53,271	利益準備金	95,400
無形固定資産	8,539	その他利益剰余金	▲ 5,254,972
ソフトウェア	8,539	繰越利益剰余金	▲ 5,254,972
投資その他の資産	1,820,057	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>▲ 2,129,644</b>
関係会社株式	1,643,018	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>16,212,390</b>
関係会社出資金	85,471		
長期前払費用	3,755		
繰延税金資産	87,812		
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,212,390</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

		千円
売上高		28,477,090
売上原価		24,455,386
売上総利益		4,021,704
販売費及び一般管理費		4,110,162
営業損失		88,458
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	42,601	
雑益	11,651	54,254
営業外費用		
支払利息	35,433	
雑損	12,738	48,171
經常損失		82,376
特別損失		
固定資産除却損	5,870	5,870
税引前当期純損失		88,246
法人税、住民税及び事業税	18,995	
法人税等調整額	19,069	38,065
当期純損失		50,181

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月 31日

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	資本剰余金 合計		繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期中間高	3,000,000	29,927	29,927	95,400	▲ 5,204,791	▲ 5,109,391	▲ 2,079,463	▲ 2,079,463
当期変動額					▲ 50,181	▲ 50,181	▲ 50,181	▲ 50,181
当期純損失					▲ 50,181	▲ 50,181	▲ 50,181	▲ 50,181
当期変動額合計	-	-	-	-	▲ 50,181	▲ 50,181	▲ 50,181	▲ 50,181
当期末間高	3,000,000	29,927	29,927	95,400	▲ 5,254,972	▲ 5,159,572	▲ 2,129,644	▲ 2,129,644

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

自 平成28年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品及び仕掛品 … 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

在庫品 … 最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定額法

無形固定資産 … ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 … 債権の償倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 … 従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 … 役員の退職金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税率等の会計処理 … 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

②連結納税制度の適用 … 連結納税制度を適用しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

12,824,291千円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3,047,777千円

短期金銭債務 16,669,896千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

売上高 10,854,039千円

仕入高 13,579,807千円

その他の営業取引高 2,254,755千円

営業取引以外の取引高 30,217千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	60,000株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	611千円
賞与引当金	117,225千円
未払事業税	7,547千円
棚卸資産評価損	37,286千円
繰損損失	178,101千円
減価償却超過額	21,000千円
繰越欠損金	1,383,638千円
その他	46,605千円
繰延税金資産 小計	1,792,013千円
評価性引当額	▲1,667,306千円
繰延税金資産 合計	224,706千円
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	224,706千円

6. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達及び資金運用については、住友電気工業㈱のグループファイナンスの活用により、効率的な資金調達、運用を行っております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時価	差額
(1) 受取手形	2,136,990	2,136,990	-
(2) 売掛金	6,415,766	6,415,766	-
(3) 未収入金	655,223	655,223	-
(4) 買掛金	(5,167,227)	(5,167,222)	-
(5) 短期借入金	(11,541,316)	(11,541,316)	-
(6) 未払金	(22,972)	(22,972)	-

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 受取手形、(2) 売掛金、並びに(3) 未収入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
(4) 買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 關係会社株式(貸借対照表計上額 1,643,018千円)、關係会社出資金(貸借対照表計上額 85,471千円)は、非上場株式会社等であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表示しておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

関 係 会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 者 ( 権 所 有 ) 割 合	關 連 当 事 者 と の 關 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	目 期 末 残 高
親会社 住友電機工業株	親所有 100%	取締役の監査 取締役及び監査の 職員の職任	持株金買戻債権品の 販売 (注1)	10,412,839	売掛金	2,736,397
			原材料及び製品の 購入 (注2)	12,760,622	買掛金	4,098,815
			資金の借入 (注3)	10,740,358	短期借入金	11,541,316
			貸付の借入 (注4)	35,435	-	-
			役員報酬の借入 (注5)	489,642	未払金	22,972

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 持株金買戻債権品の販売については、市場価格を勘案して決定しております。
- (注2) 原材料及び製品の購入については、市場の買付価格を勘案して価格を決定しております。
- (注3) 資金の借入については、借入金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 取引金額については、平均借入利率を記載しております。
- (注4) 借付の借入については、市場の貸付利率を勘案して価格を決定しております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

関 係 会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 者 ( 権 所 有 ) 割 合	關 連 当 事 者 と の 關 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	目 期 末 残 高
子会社 北海道電機3F-07(株)	所有 100%	原材料及び製品の 購入 役員報酬の借入	原材料及び製品の 購入(注1)	819,185	買掛金	189,401

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 原材料及び製品の購入については、市場の買付価格を勘案して価格を決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

関 係 会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 者 ( 権 所 有 ) 割 合	關 連 当 事 者 と の 關 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	目 期 末 残 高
親会社の 子会社 三沢産業株	なし	当該製品の販売 役員報酬の借入	持株金買戻債権品の 販売 (注1)	3,111,347	売掛金	1,202,212
親会社の 子会社 阪本電気工業(株)	なし	原材料及び製品の 購入 役員報酬の借入	原材料及び製品の 購入(注2)	5,844,037	買掛金	891,205

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 持株金買戻債権品の販売については、市場価格を勘案して決定しております。
- (注2) 原材料及び製品の購入については、市場の買付価格を勘案して価格を決定しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額  
1株当たり当期純損失

▲ 35,494.08円  
836.35円

(注) 当個別記帳の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査役の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

私は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 16 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 6 月 6 日

住友電工スチールワイヤー株式会社

監査役 大川直記 

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月1日

住友電工スチールワイヤー株式会社  
監査役 大川直記 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

谷 専史 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

北口 信吾 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友電工スチールワイヤー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上